

産業構造審議会知的財産分科会「情報普及活用小委員会」の設置について

平成 27 年 9 月 10 日

特 許 庁

1. 背景

特許庁が発行する特許、実用新案、意匠、商標に関する公報は、各権利の範囲を示す「権利情報」を一般に提供することで紛争の回避に資するとともに、最先端の「技術情報」を一般に提供することで効率的な研究投資を促すという役割を担っている。これらを中心とした特許情報を、中小企業や大学等を含め広く普及させることは、産業財産権制度の目的を実現する上でも重要な鍵となることから、特許庁は平成 11 年に特許電子図書館（IPDL）を開設し、特許、実用新案、意匠、商標に関する情報の検索サービス等を無料で提供している。平成 16 年からはこれを独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に移管し、本年 3 月には更に利便性を向上させるため IPDL を刷新し、新たに特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を開設している。

しかしながら、大企業から中小企業、大学、個人に至るまで、それぞれのニーズに合わせた態様での特許情報の普及を、公的なサービスのみに委ねることには無理があり、公的なサービスと民間事業者によるサービスとの「ベストミックス」を実現する必要がある。また、外国知財庁との協力関係を構築することにより、公報等を交換し、国内外の情報へのアクセス性を高めていくことも重要である。

また、公報等の情報を一層普及させていくにあたっては、情報の流通等に伴う法的な問題に適宜対処していくことも必要である。特に、公報の発行形態が紙からインターネットへと変化し、更に技術の進展に伴い、民間企業等によるインターネットを介した様々な新規のサービスが生まれている状況において、これまでは顕在化していなかったプライバシー等の問題に対応し、必要に応じて適時に制度改正等を検討していく必要がある。

以上のような観点から、特許情報の普及を図っていくにあたり、環境変化に応じた世界最高水準の公的な特許情報提供サービスの実現を進めるとともに、法的な問題に適時に対処していくため、今般、外部有識者からなる「情報普及活用小委員会」を新たに産業構造審議会知的財産分科会に設置することとしたものである。

<参考 1> 知的財産基本法 第二十条

国は、(略)、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

<参考 2> 平成 26 年 2 月産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ [抜粋]

「現在、工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館（IPDL）について、官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超越する世界最高水準のサービス提供を目指し新たな情報基盤に刷新する。具体的には、技術

開発の重点化や権利調査、先行技術調査等を目的とした内外の文献調査を促進し、知財立国の実現に資するため、中小企業、研究機関、研究者、個人を含め広く一般公衆を対象として、公報等で公表されている情報を中心とする内外の知財情報のうち基本的な情報を、諸外国特許庁による情報提供の状況等を勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供する。(略) さらに、新サービスを早期かつ効率的に実現するために、諸外国特許庁サービスとの連携や研究機関との協力の可能性も視野に入れる。」

2. 「情報普及活用小委員会」における審議事項等

本小委員会においては、特許情報の普及活用のあり方について議論を行い、特許庁の施策に対する評価、提言等を行っていただく。具体的には、以下のような点について議論を行っていただく。

- 特許庁又は独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する公的な特許情報提供サービス（J-PlatPat 等）のあり方
- 法的検討も要する公報のあり方（公報における住所掲載の問題等）
- 中小企業への情報普及施策のあり方

3. スケジュール

第1回（9月10日）

- 特許情報の普及活用施策の現状と課題の確認

第2回（12月21日）

- 特許庁又は独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する公的な特許情報提供サービス（J-PlatPat 等）のあり方についての審議、提言
- 法的検討も要する公報のあり方の審議、提言
- 中小企業への情報普及施策についての審議、提言

第3回（2月～3月）

- 特許情報の普及活用施策のとりまとめ